

第四十八回国会
衆議院 国際労働条約第八十七号等特別委員会議録 第二号

昭和四十年四月六日(火曜日)

午前十時三十三分開議

出席委員

委員長 大橋 武夫君

理事 坂田 道太君

理事 田中 龍夫君

理事 田村 元君

理事 中野 四郎君

理事 藤枝 泉介君

理事 小林 進君

理事 多賀谷眞穂君

理事 野原 覚君

出席國務大臣

外務大臣 植名悦三郎君

労働大臣 石田 博英君

自治大臣 吉武 康吉君

国務大臣 増原 伸一君

本日の会議に付した案件

結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第

八十七号)の締結について承認を求めるの件、公

共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案、

地方公務員法の一部を改正する法律案及び地

方公務員法の一部を改正する法律案の各案件を議

題といたします。

○大橋委員長 これより会議を開きます。

結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第

八十七号)の締結について承認を求めるの件、公

共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案、

地方公務員法の一部を改正する法律案及び地

方公務員法の一部を改正する法律案の各案件を議

題といたします。

この条約において「団体」とは、労働者又は使用者の利益を増進し、かつ擁護することを目的とする労働者団体又は使用者団体をいう。

第二部 団結権の保護

第十一条

この条約の適用を受ける国際労働機関の各加盟国は、労働者及び使用者が團結権を自由に行使することができることを確保するために、必要にしてかつ適当なすべての措置をとることを約束する。

第三部 雜則

第十二条

この条約を批准する国際労働機関の各加盟国は、千九百四十六年の国際労働機関憲章の改正文書によつて改正された国際労働機関憲章第三十五条に掲げる地域のうち同条4及び5に掲げる地域以外のものについては、批准と同時に又はその後なるべくすみやかに、次の事項を述べる宣言を国際労働事務局長に通知しなければならない。

- 当該加盟国がこの条約の規定を変更を加えて適用することを約束する地域及びその変更の細目
- この条約を適用することができない理由
- いづれの加盟国も、1(b)、(c)又は(d)に基づきその最初の宣言において行なつた留保の全部又は一部をその後の宣言によつていつでも取り消すことができる。
- いづれの加盟国も、第十六条の規定に従つてこの条約を廢棄することができる期間中はいつでも、前の宣言の条項を他の点について変更し、かつ、この条約を適用することができない。
- この条約を批准する期間中はいつでも、前

宣言を事務局長に通知することができる。

第十三条

この条約の主要たる事項がいすれかの非本土地域の自治権内にあるときは、当該地域の国際関係について責任をもつ加盟国は、当該地域の政府と合意して、当該地域のためにこの条約の義務を受諾する宣言を国際労働事務局長に通知することができる。

第十四条

この条約の正式の批准は、登録のため国際労働事務局長に通知しなければならない。

第十五条

この条約は、国際労働機関の加盟国でその批

准が事務局長により登録されたもののみを拘束する。

第二十条

この条約は、二加盟国の批准が事務局長により登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。その後は、この条約は、いすれの加盟国についても、その批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

第十六条

この条約を批准した各加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日から十年の期間の満了の後は、登録のため国際労働事務局長に通知する文書によつてこの条約を廃棄することができる。その廃棄は、それが登録された日の後一年間は効力を生じない。

この条約を批准した各加盟国で、1に掲げる十年の期間の満了の後一年以内にこの条に定める廃棄の権利行使しないものは、さらに十年間拘束を受けるものとし、その後は、この条に定める条件に基づいて、十年の期間が満了することにこの条約を廃棄することができる。

この条約の規定を変更を加えて適用することを示している場合には、その変更の細目を示さなければならぬ。

題を総会の議事日程に加えることの可否を審議しなければならない。

第二十一条

総会がこの条約の全部又は一部を改正する条約を新たに採択する場合には、その改正条約に別段の規定がない限り、

(a) 加盟国による改正条約の批准は、改正条約の効力発生を条件として、第十六条の規定にかかるわらず、当然この条約の即時の廃棄を伴う。

(b) 加盟国によるこの条約の批准のための開放は、改正条約を有する日に終了する。

(c) この条約は、この条約を批准した加盟国で改正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。

(d) 加盟国によるこの条約の全部又は一部を改正する場合には、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。

(e) この条約の英語及びフランス語による本文は、ひとしく正文とする。

以上は、国際労働機関の総会が、サン・フランシスコで開催された千九百四十八年七月十日に閉会を宣言されたその第三十一回会期において、正に採択した条約の真正な本文である。

以上の証拠として、われわれは、千九百四十八年八月三十一日に署名した。

ジエスタン・ゴダール
エドワード・フィーラン
総会議長

国際労働事務局長は、通知を受けた一一番目の登録を国際労働機関の加盟国に通告する際に、この条約の登録をすべての加盟国に通告しなければならない。
2 事務局長は、通知を受けた一一番目の登録を国際労働事務局長に通告する際に、この条約の登録を国際労働機関の加盟国に通告する際に、この条約の登録を国際労働機関の加盟国に通告しなければならない。

ジエスタン・ゴダール
エドワード・フィーラン
国際労働事務局長

国際労働事務局長は、前諸条の規定に従つて登録されたすべての批准、宣言及び廃棄の完全な明細を国際連合憲章第二百二条による登録のため国際連合事務総長に通知しなければならない。

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案

第三条中「労働組合（以下組合といふ。）並びに労働委員会及びその調整」を「労働関係」に改め、「労働委員会」とあるのは「公共企業体等労働委員会」と、「第二項」とあるのは「第二項並びに公共企業体等労働関係法第四条第一項」と、「及び」、「第十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び公共企業体等労働関係法第四条第一項」と、「労働委員会」とあるのは「公共企業体等労働委員会」とを削り、同条に次の二項を加える。

2 権員が結成し、又は加入する労働組合（以下「組合」という。）に関する労働組合法第五条第一項及び第十一条第一項の規定による労働委員会の権限は、政令で定める区分により、公共企業体等労働委員会又は労働委員会が行なう。

第二章を次のように改める。

第二章 労働組合

（職員の団結権）

第四条 権員は、労働組合を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる。

2 公共企業体等労働委員会は、組合について、職員のうち労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲を認定して告示するものとする。

第五条及び第六条 削除

（組合のための職員の行為の制限）

第七条 権員は、組合の業務にもつぱら従事することができるない。ただし、公共企業体等の許可を受けて、組合の役員としてもつぱら従事する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の許可は、公共企業体等が相当と認める場合に与えることができるものとし、これを与える場合においては、公共企業体等は、その許可の有効期間を定めるものとする。

3 第一項ただし書の規定により組合の役員としてもつぱら従事する期間は、第二条第二項第一号の職員については当該公共企業体の職員とし、その在職期間を通じて三年をこえることができず、同項第二号の職員については同号の職員としての在職期間を通じて三年をこえることができず、同項第二号の職員については同号の職員としての在職期間を通じて三年（その職員が国家としての在職期間を通じて三年）を定めるものとする。

公務員法（昭和二十一年法律第二百二十号）第八条の大第一項ただし書の規定により職員団体の業務にもつぱら従事したことのある者であるときは、三年からそのもつぱら従事した期間を控除した期間）をこえることができない。

4 第一項ただし書の許可は、当該許可を受けた職員が組合の役員として当該組合の業務にもつぱら従事する者でなくなつたときは、取り消されるものとする。

5 第一項ただし書の許可を受けた職員は、その許可が効力を有する間は、休職者とし、いかなる給与も支給されないものとする。

第八条中「第四条第一項ただし書の規定により組合に加入することができない者以外の」を削る。

第十七条第一項前段中「その組合は、」を「組合は、公共企業体等に対してもつぱら従事する者を除く。」及び「昭和二十一年法律第二百五十六号」の一部を次のように改める。

2 権員、公共企業体の役員又は組合の組合員若しくは役員

第二十一条第二項第二号を次のよう改める。

二 権員、公共企業体の役員又は組合の組合員若しくは役員

第四十条第一項中「第四条第一項但書に規定する者を除く。」及び「昭和二十一年法律第二百五十六号」を削り、同項後段中「職員」の下に「並びに組合の組合員及び役員」を加える。

（日本国有鉄道法の一部改正）

第六条 日本国鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）の一部を次のように改訂する。

第三十二条第二項ただし書を削る。

（日本国有鉄道法の一部改正）

第六条 日本国鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）の一部を次のように改訂する。

第三十五条中「公共企業体等労働関係法」の下に「（昭和二十三年法律第二百五十七号）」を加え

定したものとみなす。

第三条 改正前の第七条に規定する事項については、改正後の同条の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して二年間は、なお從前例による。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

（日本専元公社法の一部改正）

第五条 日本専元公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）の一部を次のように改訂する。

第二十五条第二項ただし書を削る。

（日本国有鉄道法の一部改正）

第六条 日本国鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）の一部を次のように改訂する。

第三十六条中「公共企業体等労働関係法」の下に「（昭和二十三年法律第二百五十七号）」を加え

（日本電信電話公社法の一部改正）

第六条 日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十九号）の一部を次のように改訂する。

第三十四条第二項ただし書を削る。

（日本電信電話公社法の一部改正）

第六条 日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十九号）の一部を次のように改訂する。

第三十六条中「公共企業体等労働関係法」の下に「（昭和二十三年法律第二百五十七号）」を加え

（日本公務員等退職手当法の一部改正）

第六条 国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第二百五十九号）の一部を次のように改訂する。

第七条第四項中「その月数の二分の一に相当する月数」の下に「（公共企業体等労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数）」を加える。

（経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に改正前の第四条第一項ただし書に規定する者について改正前の同条第二項の規定により定められている範囲に規定する事由により現実に職務をとることは、この法律の施行の際現に存する組合に係る組合のための職員の行為の制限

第六条 権員は、組合の業務にもつぱら従事することができない。ただし、地方公営企業の許可を受けて、組合の役員としてもつぱら従事する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の許可は、地方公営企業が相当と認める場合に与えることができるものとし、これを与える場合においては、地方公営企業は、その許可の有効期間を定めるものとする。

3 第一項ただし書の規定により組合の役員としてもつぱら従事する期間は、職員としての在職期間を通じて三年（地方公営員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十五条の二第一項ただし書の規定により職員団体の業務にもつぱら従事したことがある職員については、三年からそのもつぱら従事した期間を控除した期間）を

こえることができない。

4 第一項ただし書の許可は、当該許可を受けた職員が組合の役員として当該組合の業務にもつぱら従事する者でなくなつたときは、取り消されるものとする。

5 第一項ただし書の許可を受けた職員は、その許可が効力を有する間は、休職者とし、いかなる給与も支給されず、また、その期間は、退職手当の算定の基礎となる勤続期間に算入されないものとする。

第七条を次のように改める。

(団体交渉の範囲)

第七条 第十三条第二項に規定するもののほか、職員に関する次に掲げる事項は、団体交渉の対象とし、これに関し労働協約を締結することができる。ただし、地方公営企業の管理及び運営に関する事項は、団体交渉の対象とすることができない。

一 賃金その他の給与、労働時間、休憩、休日及び休暇に関する事項

二 昇職、降職、転職、免職、休職、先在権及び懲戒の基準に関する事項

三 労働に関する安全、衛生及び災害補償に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、労働条件に関する事項

第五条第一項前段中「職員の労働組合は、」を「組合は、地方公営企業に対して」に改め、同項後段中「職員」の下に「並びに組合の組合員及び役員」を加える。

第十二条第二項を削る。

(苦情処理)

第十三条 地方公営企業及び組合は、職員の苦情を適切に解決するため、地方公営企業を代表する者及び職員を代表する者各同数をもつて構成する苦情処理共同調整会議を設けなければならない。

2 苦情処理共同調整会議の組織その他苦情処理

に關する事項は、団体交渉で定める。

第十五条第四号を次のように改める。

四 労働委員会があつせん又は調停を開始した後二月を経過して、なお労働争議が解決しない場合において、関係当事者の一方が仲裁の申請をしたとき。

第十六条中「第十条の規定は当該地方公営企

業の予算上又は資金上、不可能な資金の支出を内

容とする仲裁裁定について」を削り、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

仲裁裁定に對しては、当事者は、双方とも最終的決定としてこれに服従しなければならず、また、地方公共団体の長は、当該仲裁裁定が実施されるように、できる限り努力しなければならない。ただし、当該地方公営企業の予算上又は資金上、不可能な資金の支出を内容とする仲裁裁定については、第十条の規定を準用する。

第十六条の次に次の二条を加える。

(第五条第二項の事務の処理)

第十六条の二 第五条第二項の規定による労働委員会の事務の処理には、公益を代表する委員のみが參與する。

(不当労働行為の申立て等)

第十六条の三 第十二条の規定による解雇に係る労働組合法第二十七条第一項の申立てがあつた場合において、その申立てが当該解雇がなされた日から二月を経過した後になされたものであるときは、労働委員会は、同条第二項の規定に

おいて準用する場合を含む)に規定する事項については、改正後の同条(改正後の附則第四項において準用する場合を含む)の規定にかかる

規定により労働委員会が認定したものとみなす。

第三条 改正前の第六条(改正前の附則第四項において準用する場合を含む)に規定する事項については、改正後の同条(改正後の附則第四項において準用する場合を含む)の規定にかかる

規定により労働委員会が認定したものとみなす。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰

(地方公営企業法の一一部改正)

第五条 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第十七条を次のように改める。

(職員の労働關係の特例)

第三十六条 地方公営企業に從事する職員の労働關係については、地方公営企業労働關係法の規定は、地方公営企業法第三十九条第一項の規定が適用されるものを除く)に勤務する職員について準用する。

第三十七条第一項中「企業職員」を「第十五条の職員(政令で定める基準に従い地方公共団体の長が定める職にある者を除く。以下「企業職員」という。)」に改める。

第三十九条 第三十六条の職員については、地方公務員法第三十七条、第四十六条から第四十九条まで、第五十二条から第五十六条まで

附則第四項中「昭和二十五年法律第二百六十一号」を削り、「第十条」の下に「第十一条」を加える。

(地方公務員法の適用除外)

第三十九条 第三十六条の職員については、地方公務員法第三十七条、第四十六条から第四十九条まで、第五十二条から第五十六条まで

附則第四項中「昭和二十五年法律第二百六十一号」を削り、「第十条」の下に「第十一条」を加える。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

第二条 この法律の施行の際現に改正前の第五条(経過措置)

第一項ただし書に規定する者について改正前の同条第二項の条例で定められている範囲は、この法律の施行の際現に存する組合に係る改正後の

の同項に規定する者について、改正後の同項の規定により労働委員会が認定したものとみなす。

第三条 改正前の第六条(改正前の附則第四項において準用する場合を含む)に規定する事項については、改正後の同条(改正後の附則第四項において準用する場合を含む)の規定にかかる

規定により労働委員会が認定したものとみなす。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰

(地方公営企業法の一一部改正)

第五条 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第三十六条を次のように改める。

(職員の労働關係の特例)

第三十六条 地方公営企業に從事する職員の労

働關係については、地方公営企業労働關係法の規定は、地方公営企業法第三十九条第一項の規定が適用

されるものを除く)に勤務する職員について準用する。

第三十七条第一項中「企業職員」を「第十五条の職員(政令で定める基準に従い地方公共団体の長が定める職にある者を除く。以下「企業職員」という。)」に改める。

第三十九条 第三十六条の職員については、地方公務員法第三十七条、第四十六条から第四十九条まで、第五十二条から第五十六条まで

附則第四項中「昭和二十五年法律第二百六十一号」を削り、「第十条」の下に「第十一条」を加える。

(地方公営企業法の適用除外)

第三十九条 第三十六条の職員については、地方公務員法第三十七条、第四十六条から第四十九条まで、第五十二条から第五十六条まで

附則第四項中「昭和二十五年法律第二百六十一号」を削り、「第十条」の下に「第十一条」を加える。

(第三十七条第一項中「企業職員」を「第十五条の職員(政令で定める基準に従い地方公共団体の長が定める職にある者を除く。以下「企業職員」という。)」に改める。)

第三十七条第一項中「企業職員」を「第十五条の職員(政令で定める基準に従い地方公共団体の長が定める職にある者を除く。以下「企業職員」という。)」に改める。

第三十九条 第三十六条の職員については、地方公務員法第三十七条、第四十六条から第四十九条まで、第五十二条から第五十六条まで

第二条第三項第四号の二を削り、同項第八号中

「総理府総務長官」を削る。

「第二章 人事院」を「第二章 中央人事行政機関」に改める。

第三条の見出しを「(人事院)」に改め、同条第二項中「国家公務員に関する事務を掌理するため」を削り、「内閣総理大臣」を「内閣」に改め、同条第三項を次のように改める。

人事院は、法律の定めるところに従い、給与その他の勤務条件の改善及び人事行政の改善に関する勧告、職階制、試験及び任免、給与、研修、分限、懲戒、苦情の処理その他職員に関する人事財政の公正の確保及び職員の利益の保護等に関する事務をつかさどる。

第三条第四項中「この法律」を「法律」に改め、「その定める手続により、」を削り、同条第一項を削る。

第十二条第六項第二号を次のように改める。

二 削除

第十二条第六項第十三号を次のように改める。

十三 削除

第十二条第六項中第十九号を第二十号とし、第十八号の次に次の二号を加える。

十九 第百八条の三第六項の規定による職員団体の登録の効力の停止及び取消し

第十三条第三項後段中「この法律を完全に実施するため」を削り、同条第四項を削る。

第十四条第一項中「この法律の目的を達成するための諸般の計画を樹立し」、「この法律の目的を達成するために必要な、適当で、且つ、法令の規定に従つた諸般の措置を行い」及び「及び人事主官会議の議長」を削り、同条第二項を削る。

第十六条第一項中「この法律の執行に関し必要な事項について」を「その所掌事務について、法律を実施するため、又は法律の委任に基づいて」に改める。

第十七条第一項を次のように改める。

人事院又はその指名する者は、人事院の所掌する人事行政に関する事項に關し調査すること

ができる。

第十八条の次に次の二条を加える。

(内閣総理大臣)

第十八条の二 内閣総理大臣は、法律の定めると

ころに従い、職員の能率、厚生、服務等に関する事務(第三条第二項の規定により人事院の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

内閣総理大臣は、前項に規定するもののほか、各行政機関がその職員について行なう人事管理に関する方針、計画等に關し、その統一保持上必要な総合調整に關する事務をつかさどる。

第十九条第一項及び第二項中「人事院」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「人事院規則」を「政令」に改める。

第二十条第一項中「人事院」を「内閣総理大臣」に改め、同条第四項中「人事院規則」を「政令」に改め、同条第五項中「人事院」を「内閣総理大臣」に改め、同条第六項第十三号を次のように改める。

二 削除

第十二条第六項第十三号を次のように改める。

十三 削除

第十二条第六項中第十九号を第二十号とし、第十八号の次に次の二号を加える。

十九 第百八条の三第六項の規定による職員団体の登録の効力の停止及び取消し

第十三条第三項後段中「この法律を完全に実施するため」を削り、同条第四項を削る。

第十四条第一項中「この法律の目的を達成するための諸般の計画を樹立し」、「この法律の目的を達成するために必要な、適当で、且つ、法令の規定に従つた諸般の措置を行い」及び「及び人事主官会議の議長」を削り、同条第二項を削る。

第十五条第一項中「この法律の執行に関し必要な事項について」を「その所掌事務について、法律を実施するため、又は法律の委任に基づいて」に改める。

第十六条第一項を次のように改める。

人事院又はその指名する者は、人事院の所掌する人事行政に関する事項に關し調査すること

第三十四条 刪除

第五十六条 刪除

第五十七条第三項中「人事院」を「内閣総理大臣」に改める。

第七十二条第三項を次のように改める。

は、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体をいふ。

職員は、職員団体を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる。ただし、管理若しくは監督の地位ある職員又は機密の事務を取り扱う職員(以下「管理職員等」という。)と管理職員等以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができず、管理職員等と管理職員等以外の職員とが組織する団体は、この法律にいう「職員団体」ではない。

前項ただし書に規定する管理職員等の範囲に於ける職員は、人事院規則で定める。

警備職員及び海上保安庁又は監獄において勤務する職員は、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、當局と交渉することを結成し、又はこれに加入してはならない。

前項ただし書に規定する管理職員等の範囲に於ける職員は、人事院規則で定める。

職員団体の登録に於ける職員は、人事院規則で定める。

職員団体の規約には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

五 理事その他の役員に関する規定

六 構成員の範囲及びその資格の得喪に関する規定

七 経費及び会計に関する規定

八 他の職員団体との連合に関する規定

九 規約の変更に関する規定

第二十五条の見出しを「(人事管理官)」に改め、同条第一項中「人事院規則」を「政令」に、「人事主管官」を「人事管理官」に改め、同条第二項中「人事管理官」を「人事管理官」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、人事管理官は、中央人事行政機関との緊密な連絡及びこれに対する協力をとめなければならない。

第二十六条を次のように改める。

この場合において、人事管理官は、中央人事行政機関との緊密な連絡及びこれに対する協力をとめなければならない。

第二十七条第一項を次のように改める。

十 解散に関する規定

職員団体が登録される資格を有し、及び引き続いで登録されているために、規約の作成又は変更、役員の選挙その他これらに準ずる重要な行為が、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数(役員の選挙については、投票者の過半数)によって決定される旨の手続を定め、かつ、現実にその手続によりこれらの重要な行為が決定されることを必要とする。ただし、連合体である職員団体又は全国的規模をもつ職員団体については、すべての構成員が平等に参加する機会を有する構成団体ごと又は地域若しくは職域ごとの直接かつ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、この代議員の全員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数(役員の選挙については、投票者の過半数)によって決定される旨の手続を定め、かつ、現実に、その手続により決定されることをもつて足りるものとする。

前項に定めるもののほか、職員団体が登録される資格を有し、及び引き続いで登録されるためには、前条第五項に規定する職員以外の職員のみをもつて組織されていることを必要とする。ただし、同項に規定する職員以外の職員であつた者でその意に反して免職され、若しくは懲戒処分としての免職の処分を受け、当該処分を受けた日の翌日から起算して一年以内の又はその期間内に当該処分について法律の定めるところにより不服申立てをし、若しくは訴えを提起し、これに対する裁決若しくは決定又は裁判が確定するに至らないものを構成員にどめていること、及び当該職員団体の役員である者を構成員としていることを防げない。

人事院は、登録を申請した職員団体が前三項の規定に適合するものであるときは、人事院規則で定めるところにより、規約及び第一項に規定する申請書の記載事項を登録し、当該職員団体にその旨を通知しなければならない。この場合

合において、職員でない者の役員就任を認めて登録しないものと解してはならない。

登録された職員団体が職員団体でなくなつたとき、登録された職員団体について第二項から第四項までの規定に適合しない事実があつたとき、又は登録された職員団体が次項の規定によつて登録されることは、人事院は、人事院規則で定めるところにより、六十日をこえない範囲内で当該職員団体の登録の効力を停止し、又は当該職員団体の登録を取り消すことができないものとし、口頭審理は、当該職員団体から請求があつたときは、公開して行なわれなければならない。

登録された職員団体は、その規約又は第一項に規定する申請書の記載事項に変更があつたときは、人事院規則で定めるところにより、人事院にその旨を届け出なければならない。この場合においては、第五項の規定を適用する。

登録された職員団体は、解散したときは、人事院規則で定めるところにより、人事院にその旨を届け出なければならない。

第六項の規定による登録の取消しについては、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

(法人たる職員団体)

第一百八条の四 登録された職員団体は、法人となる旨を人事院に申し出ることにより法人となることができる。民法(明治二十九年法律第八十号)及び非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)及び中民法第三十四条に規定する法人についての規定(民法第三十八条第二項、第五十六条第六十七条及び第七十一条を除く。)は、本条の規定(民法第三十九条第一項、第五十六条第六十七条及び第七十一条を除く。)は、本条の規定による。

合において、職員でない者の役員就任を認めている職員団体を、そのゆえをもつて登録の要件に適合しないものと解してはならない。

登録された職員団体が職員団体でなくなりたとき、登録された職員団体について第二項から第四項までの規定に適合しない事実があつたとき、又は登録された職員団体が次項の規定によつて登録されることは、人事院は、人事院規則で定めるところにより、六十日をこえない範囲内で当該職員団体の登録の効力を停止し、又は当該職員団体の登録を取り消すことができないものとし、口頭審理は、当該職員団体から請求があつたときは、公開して行なわれなければならない。

登録された職員団体は、その規約又は第一項に規定する申請書の記載事項に変更があつたときは、人事院規則で定めるところにより、人事院にその旨を届け出なければならない。この場合においては、第五項の規定を適用する。

登録された職員団体は、解散したときは、人事院規則で定めるところにより、人事院にその旨を届け出なければならない。

第六項の規定による登録の取消しについては、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

(法人たる職員団体)

第一百八条の四 登録された職員団体は、法人となる旨を人事院に申し出ることにより法人となることができる。民法(明治二十九年法律第八十号)及び非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)及び中民法第三十四条に規定する法人についての規定(民法第三十八条第二項、第五十六条第六十七条及び第七十一条を除く。)は、本条の規定による。

前項の規定によつて証明できる者は、職員団体は、役員以外の者を指名することによって行なうものとする。

前項の場合において、特別の事情があるときは、職員団体は、役員以外の者を指名することができるものとする。ただし、その指名する者は、当該交渉の対象である特定の事項について交渉する責任を当該職員団体の執行機関から受けたことを文書によつて証明できる者でなければならぬ。

交渉は、前二項の規定に適合しないこととなつたとき、又は他の職員の職務の遂行を妨げ、若しくは国の事務の正常な運営を阻害することとなつたときは、これを打ち切ることができない。

本条に規定する適法な交渉は、勤務時間中に

あるのは「法人トヨル申出」と、同法第六十八条第一項第四号中「設立許可」とあるのは「登録」と、非訟事件手続法第二百二十条中「許可書」とあるのは「法人トヨル申出ノ受理証明書」と読み替えるものとする。

(職員団体のための職員の行為の制限)

第一百八条の五 当局は、登録された職員団体から、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に關し、及びこれに附帯して、社交的又は厚生的活動を含む適法な活動に係る事項に關し、適法な交渉の申入れがあつた場合においては、その申入れに応すべき地位に立つものとする。

職員団体と当局との交渉は、團体協約を締結する権利を含まないものとする。

国事の事務の管理及び運営に關する事項は、交渉の対象とすることができない。

第一百八条の六 職員は、職員団体の業務にもつぱら従事することができない。ただし、所轄庁の長の許可を受けて、登録された職員団体の役員としてもつぱら従事する場合は、この限りでない。

前項ただし書の許可は、所轄庁の長が相当と認める場合に与えることができるものとし、これを与える場合には、所轄庁の長は、その許可の有効期間を定めるものとする。

第一項ただし書の規定により登録された職員団体の役員としてもつぱら従事する期間は、職員としての在職期間を通じて三年(公共企業体等労働組合法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二条第二項第二号の職員として同法第七条第一項ただし書の規定により労働組合の業務にもつぱら従事したことのある職員についての期間とし、三年からそのもつぱら従事した期間を控除した期間)をとるべきことができる。

第一項ただし書の規定により労働組合の業務にもつぱら従事したことのある職員についての期間とし、三年からそのもつぱら従事した期間を控除した期間)をとるべきことができる。

第一項ただし書の許可は、当該許可を受けた職員が登録された職員団体の役員として当該職員団体の業務にもつぱら従事する者でなくなるときは、取り消されるものとする。

第一項ただし書の許可を受けた職員は、その許可が効力を有する間は、休職者とする。

職員は、人事院規則で定める場合を除き、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行ない、又は活動してはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第一百八条の七 職員は、職員団体の構成員であること、これを結成しようとしたこと、若しくはこれに加入しようとしたこと、又はその職員団体における正当な行為をしたために不利

第一百九条第十四号を削る。

第二百十条第一項第二号を次のように改める。

二 削除

第二百十条第一項第十六号を次のように改める。

十六 削除

第二百十条第一項第十七号中「第五項」を「第一項」に改め、同項第二十号を次のよう改める。

二十 第百八条の二第五項の規定に違反して団体を結成した者

第一百一条中「第一百十条第一項第一号」を「前条第一項第一号、第三号」に、「第十六号」を「第十五号」に改める。

附則
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

(経過規定)

第二条 この法律の施行の際現に存する改正前の国家公務員法(以下「旧法」といふ。)の規定に基づく登録をされた職員団体は、この法律の施行の日から起算して一年以内に、改正後の国家公務員法(以下「新法」といふ。)第二百八条の三の規定による登録の申請をすることができる。この場合において、人事院は、申請を受理した日から起算して三十日以内に、新法第二百八条の三の規定による登録をした旨又はしない旨の通知をしなければならない。

2 この法律の施行の際現に存する旧法の規定に基づく登録をされた職員団体で、前項の規定による登録の申請をしないものの取扱いについては、この法律の施行の日から起算して九十日間は、政令としての効力を有するものとする。

この法律の施行の際現に存する旧法の規定による登録の申請をしないものの取扱いについては、この法律の施行の日から起算して九十日間は、政令としての効力を有するものとする。

法第百八条の五の規定の適用があるものとする。

3 旧法の規定に基づく法人たる職員団体で第一項の規定による登録をした旨の通知を受けたものうち、その通知を受ける前に新法の規定に基づく法人となる旨を人事院に申し出たものは、

その通知を受けた時に新法の規定に基づく法人となり、同一性をもつて存続するものとする。

4 前項の規定により新法の規定に基づく法人たる職員団体として存続するものとし、旧法の規定に基づく法人たる職員団体での法律の施行の際現に存するものは、第一項の規定による登録の申請をしなかつたものについては、この法律の施行の日から起算して一年を経過した日において、同項の規定による登録の申請をしたものにあつては、同項の規定による登録をした旨又はしない旨の通知を受けた時ににおいて、それが解消するものとし、その解散及び清算については、なお従前の例による。

5 この法律の施行の日から起算して二年間は、新法第二百八条の六第一項の規定を適用せず、職員は、なお従前の例により、登録された職員団体の役員として当該職員団体の業務にもつぱら従事することができる。

6 この法律の施行前にした行為に対する罰則の規定の適用については、なお従前の例による。

7 この法律の施行の際現に効力を有する人事院規則の規定でこの法律の施行後は政令をもつて規定すべき事項を規定するものは、この法律の施行の日から起算して九月間は、政令としての効力を有するものとする。

8 この法律の施行前に法令の規定に基づいて人

事院若しくは大蔵大臣がした決定、処分その他の行為又は人事院若しくは大蔵大臣に対してもした請求その他の行為で、この法律の施行後内閣総理大臣がすべき決定、処分その他の行為又は内閣総理大臣に対してすべき請求その他の行為に該当するものは、この法律の施行後における法令の相当規定に基づいて内閣総理大臣がし

た決定、処分その他の行為又は内閣総理大臣に對してした請求その他の行為とみなす。

この附則に定めるものほか、この法律の施行に關する必要な經過措置は、人事院規則(人事院の所掌する事項以外の事項については、政令)で定める。

9 この附則に定めるものほか、この法律の施行に關する必要な經過措置は、人事院規則(人事院の所掌する事項以外の事項については、政令)で定める。

第三条 内閣法(昭和二十一年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「並びに従来の各省大臣及び國務大臣の定数以内」を「及び十七人以内」に改める。

(内閣法の一部改正)

第四条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第四号を第五号」とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 人事行政に関する事務

第四条中第十九号を第二十号とし、第十六号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の二号を加える。

二 人事行政に関する事務

第五条第一項中「四局」を「五局」に、「賞勵局」を「賞勵局」に改める。

第六条の二の次に次の二条を加える。

(人事局の事務)

第六条の三 人事局においては、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国家公務員に関する制度に關し調査し、研究し、及び企画すること。

二 国家公務員等の人事管理に関する各行政機関の方針、計画等の総合調整に関するこ

三 一般職の国家公務員の能率、厚生、服務その他の人事行政(人事院の所掌に屬するものを除く。)に關すること。

四 國家公務員等の退職手当に關すること。

五 特別職の国家公務員の給与制度に關すること。

六 前各号に掲げるもののほか、国家公務員の所掌に屬するものを除く。に關すること。

七 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が任命する二十人以内の委員で組織する。

八 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が任命する二十人以内の委員で組織する。

九 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が任命する二十人以内の委員で組織する。

十 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が任命する二十人以内の委員で組織する。

十一 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が任命する二十人以内の委員で組織する。

十二 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が任命する二十人以内の委員で組織する。

十三 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が任命する二十人以内の委員で組織する。

十四 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が任命する二十人以内の委員で組織する。

十五 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が任命する二十人以内の委員で組織する。

十六 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が任命する二十人以内の委員で組織する。

十七 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が任命する二十人以内の委員で組織する。

十八 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が任命する二十人以内の委員で組織する。

十九 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が任命する二十人以内の委員で組織する。

二十 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が任命する二十人以内の委員で組織する。

二十一 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が任命する二十人以内の委員で組織する。

二十二 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が任命する二十人以内の委員で組織する。

二十三 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が任命する二十人以内の委員で組織する。

二十四 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が任命する二十人以内の委員で組織する。

二十五 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が任命する二十人以内の委員で組織する。

二十六 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が任命する二十人以内の委員で組織する。

二十七 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が任命する二十人以内の委員で組織する。

二十八 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が任命する二十人以内の委員で組織する。

二十九 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が任命する二十人以内の委員で組織する。

三十 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が任命する二十人以内の委員で組織する。

三十一 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が任命する二十人以内の委員で組織する。

三十二 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が任命する二十人以内の委員で組織する。

三十三 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が任命する二十人以内の委員で組織する。

三十四 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が任命する二十人以内の委員で組織する。

三十五 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が任命する二十人以内の委員で組織する。

三十六 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が任命する二十人以内の委員で組織する。

三十七 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が任命する二十人以内の委員で組織する。

三十八 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が任命する二十人以内の委員で組織する。

三十九 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が任命する二十人以内の委員で組織する。

四十 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が任命する二十人以内の委員で組織する。

四十一 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が任命する二十人以内の委員で組織する。

四十二 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が任命する二十人以内の委員で組織する。

地方公務員法の一部を改正する法律
地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のよう改正する。

第八条第二項に次の一項を加える。

三 前二号に掲げるものを除くほか、法律に基づきその権限に属せしめられた事務

第八条第七項中「第二項各号」を「第二項第一号及び第二号」に改める。

第二十五条第五項を第六項とし、第二項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の二項を加える。

2 職員の給与は、法律又は条例により特に認められた場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を支払わなければならない。

第五十二条を次のように改める。

(職員団体)
第五十二条 この法律において「職員団体」とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体をいう。

2 前項の「職員」とは、第五項に規定する職員以外の職員をい。

3 職員は、職員団体を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる。ただし、管理若しくは監督の地位にある職員又は機密の事務を取り扱う職員(以下「管理職員等」という。)と管理職員等以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができない。

4 前項ただし書に規定する管理職員等の範囲は、人事委員会規則又は公平委員会規則で定める。職員団体は、この法律にいう「職員団体」ではない。

5 警察職員及び消防職員は、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、地方公共団体の当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

第五十三条第一項を次のように改める。

職員団体は、条例で定めるところにより、理

事その他の役員の氏名及び条例で定める事項を記載した申請書に規約を添えて人事委員会又は公平委員会に登録を申請することができる。

第五十三条第二項第二号中「業務」を「目的及び業務」に改め、同項第五号中「代表者」を削り、

同項第三項中「その構成員たるすべての職員」を「すべての構成員」に、「全員の多数決」を「全員の過半数」に、「単位職員団体の連合体」を「連合体である職員団体」に、「多数決」を「投票者の過半数」に改め、同項第四項を次のように改める。

4 前項に定めるものほか、職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、当該職員団体が同一の地方公共団体に属する前項第五項に規定する職員以外の職員のみをもつて組織されていることを必要とする。

5 登録を受けた職員団体が職員団体でなくなりたとき、登録を受けた職員団体について第二項から第四項までの規定に適合しない事実があつたとき、又は登録を受けた職員団体が次項の規定による届出をしなかつたときは、人事委員会又は公平委員会は、条例で定めるところにより、六十日をこえない範囲内で当該職員団体の登録の効力を停止し、又は当該職員団体の登録を取り消すことができる。人事委員会又は公平委員会は、職員団体の登録を取り消すときは、あらかじめ口頭審理を行なわなければならないものとし、口頭審理は、当該職員団体から請求があつたときは、公開して行なわれなければならない。

6 登録を受けた職員団体が職員団体でなくなりたとき、登録を受けた職員団体について第二項から第四項までの規定に適合しない事実があつたとき、又は登録を受けた職員団体が次項の規定による届出をしなかつたときは、人事委員会又は公平委員会は、条例で定めるところにより、六十日をこえない範囲内で当該職員団体の登録の効力を停止し、又は当該職員団体の登録を取り消すことができる。人事委員会又は公平委員会は、職員団体の登録を取り消すときは、あらかじめ口頭審理を行なわなければならないものとし、口頭審理は、当該職員団体から請求があつたときは、公開して行なわれなければならない。

7 職員は、職員団体に属していないといふ理由で、第一項に規定する事項に關し、不満を表明し、又は意見を申し出る自由を否定されはならない。

8 職員は、職員団体に属していないといふ理由で、第一項に規定する事項に關し、不満を表明し、又は意見を申し出る自由を否定されはならない。

9 職員は、職員団体に属していないといふ理由で、第一項に規定する事項に關し、不満を表明し、又は意見を申し出る自由を否定されはならない。

10 職員は、職員団体に属していないといふ理由で、第一項に規定する事項に關し、不満を表明し、又は意見を申し出る自由を否定されはならない。

11 職員は、職員団体に属していないといふ理由で、第一項に規定する事項に關し、不満を表明し、又は意見を申し出る自由を否定されはならない。

12 職員は、職員団体に属していないといふ理由で、第一項に規定する事項に關し、不満を表明し、又は意見を申し出る自由を否定されはならない。

13 職員は、職員団体に属していないといふ理由で、第一項に規定する事項に關し、不満を表明し、又は意見を申し出る自由を否定されはならない。

14 職員は、職員団体に属していないといふ理由で、第一項に規定する事項に關し、不満を表明し、又は意見を申し出る自由を否定されはならない。

15 職員は、職員団体に属していないといふ理由で、第一項に規定する事項に關し、不満を表明し、又は意見を申し出る自由を否定されはならない。

16 職員は、職員団体に属していないといふ理由で、第一項に規定する事項に關し、不満を表明し、又は意見を申し出る自由を否定されはならない。

17 職員は、職員団体に属していないといふ理由で、第一項に規定する事項に關し、不満を表明し、又は意見を申し出る自由を否定されはならない。

18 職員は、職員団体に属していないといふ理由で、第一項に規定する事項に關し、不満を表明し、又は意見を申し出る自由を否定されはならない。

19 職員は、職員団体に属していないといふ理由で、第一項に規定する事項に關し、不満を表明し、又は意見を申し出る自由を否定されはならない。

20 職員は、職員団体に属していないといふ理由で、第一項に規定する事項に關し、不満を表明し、又は意見を申し出る自由を否定されはならない。

21 職員は、職員団体に属していないといふ理由で、第一項に規定する事項に關し、不満を表明し、又は意見を申し出る自由を否定されはならない。

22 職員は、職員団体に属していないといふ理由で、第一項に規定する事項に關し、不満を表明し、又は意見を申し出る自由を否定されはならない。

23 職員は、職員団体に属していないといふ理由で、第一項に規定する事項に關し、不満を表明し、又は意見を申し出る自由を否定されはならない。

7 交渉は、前二項の規定に適合しないこととなるとき、又は他の職員の職務の遂行を妨げ、若しくは地方公共団体の事務の正常な運営を阻害することとなつたときは、これを打ち切ることができる。

8 本条に規定する交渉は、勤務時間中に第五十五条の次に次の一条を加える。

(職員団体のための職員の行為の制限)

第五十五条の二 職員は、職員団体の業務にまつぱら従事することができない。ただし、任命権者の許可を受けて、登録を受けた職員団体の役員としてもまつぱら従事する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の許可は、任命権者が相当と認める場合に与えることができるものとし、これを与える場合には、任命権者は、その許可の有効期間を定めるものとする。

3 第一項ただし書の規定により登録を受けた職員団体の役員としてまつぱら従事する期間は、職員としての在職期間を通じて三年(地方公營企業労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十九号)第六条第一項ただし書(同法附則第四項において準用する場合を含む))の規定により労働組合の業務にもまつぱら従事したことがある職員については、三年からそのもつぱら従事した期間を控除した期間)をこえることができない。

4 第一項ただし書の許可は、当該許可を受けた組合の業務にもまつぱら従事したことのある職員については、三年からそのもつぱら従事した期間を控除した期間)をこえることができない。

5 第一項ただし書の許可を受けた職員は、その許可が効力を有する間は、休職者とし、いかなる給与も支給されず、また、その期間は、退職手当の算定の基礎となる勤続期間に算入されないものとする。

6 職員は、条例で定める場合を除き、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行ない、又は活動してはならない。

第五十八条第三項中「労働基準法第二条」の下に「第二十四条第一項」、「第三十七条中勤務条件に関する部分」の下に、第五十三条第一項を加える。

第六十条第二号中「第十項」を「第十一項」に改め、同条第三号中「第二項」を「第三項」に改める。

附則第五項中「第十一項」を「第十項」に改める。

(地方自治法附則第八条に規定する職員)

20 地方自治法附則第八条に規定する職員については、当分の間、当該職員を第五十二条第一項に規定する職員とみなして、第三章第九節の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九十日を経過しない範囲内で政令で定める日から施行する。

(経過規定)

第二条 この法律の施行の際現に存する改正前の地方公務員法(以下「旧法」という。)第五十三条第一項の規定により登録を受けた職員団体は、この法律の施行の日から起算して三月以内に、改正後の地方公務員法(以下「新法」という。)第五十三条の規定による登録の申請をすることができる。この場合において、人事委員会又は公平委員会は、申請を受けた日から起算して三十日以内に、新法第五十五条の二第一項の規定は適用せず、職員は、なお従前の例により、登録を受けた職員団体の役員として当該職員団体の業務にもまつぱら従事することができる。

(教育公務員特例法の一部改正)

第三条 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第一項第二項中「第三十八条及び第五十二条」を「及び第三十八条」に改める。

第二十一条の三の次に次の一条を加える。

(公立学校の職員団体)

2 第二十二条の四 地方公務員法第五十三条及び第五十四条並びに地方公務員法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第二百四十四号)附則第二条の規定の適用については、一の都道府県内の公立学校の職員のみをもつて組織する地方公務員法第五十二条第一項に規定する職員団体(当該都道府県内の一の地方公共団体の公立学校の職員のみをもつて組織するもの)を除く。

第三条 第四項前段中「この法律」の下に「(第十七条を除く。)及び地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十九号)」の一部を次のように改正する。

この場合において、同法第三十九条第一項中「第四十九条まで、第五十二条から第五十三条までの規定」を加え、同項後段を次のように改める。

第六条 第十一条第三号中「第五十二条第二項六条まで」とあるのは、「第四十九条まで」と読み替えるものとする。

(郵便貯金法の一部改正)

第五条 郵便貯金法(昭和二十一年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条第三号中「第五十二条第二項」を「第五十二条第一項」に改める。

(労働金庫法の一部改正)

第六条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

るものとする。

3 旧法の規定に基づく法人たる職員団体で第一項の規定による登録をした旨の通知を受けたもののうち、その通知を受ける前に新法の規定に基づく法人となる旨を人事委員会又は公平委員会に申し出たものは、その通知を受けた時に新法の規定に基づく法人となり、同一性をもつて存続するものとする。

4 前項の規定により新法の規定に基づく法人たる職員団体として存続するものを除き、旧法の規定に基づく法人たる職員団体でこの法律の施行の際現に存するものは、第一項の規定による登録の申請をしなかつたものにあつては、この法律の施行の日から起算して三月を経過した日において、同項の規定による登録の申請をしたものにあつては、同項の規定による登録をした旨又はしない旨の通知を受けた時において、それぞれ解散するものとし、その解散及び清算について、なお従前の例による。

5 この法律の施行の日から起算して二年間は、新法第五十五条の二第一項の規定は適用せず、職員は、なお従前の例により、登録を受けた職員団体の役員として当該職員団体の業務にもまつぱら従事することができる。

(地方公営企業労働関係法の一部改正)

第三条 第四項前段中「この法律」の下に「(第十七条を除く。)及び地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十九号)」の一部を次のように改正する。

この場合において、同法第三十九条第一項中「第四十九条まで、第五十二条から第五十三条までの規定」を加え、同項後段を次のように改める。

第六条 第十一条第三号中「第五十二条第二項六条まで」とあるのは、「第四十九条まで」と読み替えるものとする。

(郵便貯金法の一部改正)

第五条 郵便貯金法(昭和二十一年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条第三号中「第五十二条第二項」を「第五十二条第一項」に改める。

第六条 第十一条第三号中「第五十二条第二項六条まで」とあるのは、「第四十九条まで」と読み替えるものとする。

(労働金庫法の一部改正)

第六条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

く。は、当該都道府県の職員をもつて組織する同項に規定する職員団体とみなす。

2 前項の場合において、同項の職員団体は、当該都道府県内の公立学校の職員であつた者でその意に反して免職され、若しくは懲戒処分としての免職の処分を受け、当該処分を受けた日の翌日から起算して一年以内のもの又是その期間内に当該処分について法律の定めを提起し、これに対する裁決又は裁判が確定するに至らないものを構成員にとどめていること、及び当該職員団体の役員である者を構成員としていることを妨げない。

3 公立学校の職員に係る地方公務員法第五十三条に規定する職員団体とみなす。

2 二条第三項ただし書に規定する管理職員等の範囲は、同条第四項の規定にかかわらず、国立学校の職員の例に準じ、人事委員会規則又は公平委員会規則で定める。

3 第二十四項前段中「この法律」の下に「(第十七条を除く。)及び地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十九号)」の一部を次のように改正する。

この場合において、同法第三十九条第一項中「第四十九条まで、第五十二条から第五十三条までの規定」を加え、同項後段を次のように改める。

第六条 第十一条第三号中「第五十二条第二項六条まで」とあるのは、「第四十九条まで」と読み替えるものとする。

(郵便貯金法の一部改正)

第五条 郵便貯金法(昭和二十一年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条第三号中「第五十二条第二項」を「第五十二条第一項」に改める。

第六条 第十一条第三号中「第五十二条第二項六条まで」とあるのは、「第四十九条まで」と読み替えるものとする。

(労働金庫法の一部改正)

第六条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十一條第一項第三号中「職員団体の組織」を「職員団体」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第七条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のようにより改定する。

2 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十二条の職員団体の事務にまつぱら従事する前項に規定する組合員については、当該職員団体を国家公務員法第二百八条の二に規定する職員団体とみなして第九十九条第四項の規定を適用する。

(地方公務員等共済組合法の一項改正)

第八条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第二百五十二号)の一部を次のように改定する。

第二百五十二条の六の職員団体を含む。」を削る。

第二百五十二条の六の職員団体を含む。」を削り、「第九十八条を「第二百八条の二」に改め、同

条に次の二項を加える。

6 地方公務員法第五十二条の職員団体の事務にまつぱら従事する国の職員である組合員について第二項の規定を適用する場合においては、同項の表中「国家公務員法第二百八条の二」とあるのは、「地方公務員法第五十二条」とする。

理由

結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第八十七号)を批准することとするに際し、地方公務員の団結権に関する規定を改正するとともに、これに関連して所要の規定の整備を行なう等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○大橋委員長 これより順次その趣旨の説明を求めます。

まず、外務大臣権名悦三郎君。

○椎名国務大臣 ただいま議題となりました結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第八十七号)の締結について承認を求める件につきまして提案理由を御説明いたします。

結社の自由及び団結権の保護に関する条約は、一九四八年七月九日に、国際労働機関の総会の第三回会期においてサンフランシスコで採抲されたものであります。

この条約は、その前文にもありますとおり、国際労働機関憲章が、結社の自由の原則を労働条件の改善、平和の確立等の手段であるとしていることにかんがみ、この原則を国際的規制のもとに確保することを目的として作成されたものであり、条約に規定された内容は、団体の設立及び加入の自由、団体の自主運営、団体の停止及び解散に対する保障、連合及び国際的団体の設立及び加入の自由、法人格の取得に対する保障等、労働者及び使用者の結社の自由を保障し、その団結権を保護することについて的一般的な原則を定めたものであります。

わが国におきましては、憲法、労働組合法、公企事業体等労働関係法、地方公営企業労働関係法、国家公務員法、地方公務員法等によって、条約の規定する保障はおむねこれを確保しているのであります。代表者選出の自由等についてはこれを本条約の規定に適合させるため、現在国会に關係諸法律の改正法律案を提案しているところでありまして、これらの成立につき御承認を得た暁には、この条約の規定はわが国において完全に実現されることになりますので、このことを条約の批准によつて世界に示し、国際的な規制のもとに右の諸原則の実施を確保いたしましては、わが国の労使関係における正常な労働慣行を確立する上からも、また、労働問題の分野におけるわが国の国際的地位を高める上からも、きわめて有意義であると信じます。

よつて、ここに、この条約の締結について御承認を求める次第であります。何とぞ御審議の上、

○大橋委員長 次に、労働大臣石田博英君。

○石田国務大臣 公企事業体等労働関係法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申上げます。

政府としましては、自由にして民主的な労働組合の発展を期するという労働政策の基本的な立場から結社の自由及び団結権の保護に関する条約を批准する方針を定決したのであります。これに伴い、公共企事業体等労働関係法及び地方公営企業労働関係法中、職員でなければ組合の組合員または役員になることができない旨の規定その他團結権に関する規定を改正する必要があるのであります。また、これらの規定を改正するにあたっては、これに関連して公共企事業体等及び地方公営企業等の業務の正常な運営を確保するため公労法及び地公労法の関係規定について所要の整備を行なうことといたし、本法律案を提案することとした次第であります。

以下、両法律案の概要について御説明申し上げます。

まず第一に、現行の公労法第四条第三項及び地公労法第五条第三項は、職員でなければ、組合の組合員またはその役員となることができない旨を定めておりますが、これらの規定は、結社の自由及び団結権の保護に関する条約第二条に定める労働者団体に対する無差別加入の原則並びに第三条の代表者の自由な選出についての規定に抵触いたしますので、これらの規定を削除することとした

以上、両法律案の概要について御説明申し上げます。

まず第一に、現行の公労法第四条第三項及び地公労法第五条第三項は、職員でなければ、組合の組合員またはその役員となることができない旨を定めておりますが、これらの規定は、結社の自由及び団結権の保護に関する条約第二条に定める労働者団体に対する無差別加入の原則並びに第三条の代表者の自由な選出についての規定に抵触いたしますので、これらの規定を削除することとした

いたしております。

第三に、前に述べました公労法第四条第三項、地公労法第五条第三項を削除することに関連して、争議行為を共謀、教唆、煽動することを禁止される者の範囲に職員以外の組合員及び役員を加えることといたします。

第四に、現行公労法及び地公労法におきましては、職員でなければ組合の役員となることができないこととされていて、当局は、

これらの職員が職員としての身分を持ちながら、労働組合の役員としてもつぱら組合の業務に専念する義務を認めることができます。この在籍専従

職員が職員としての身分を持ちながら、労働組合の役員としてもつぱら組合の業務に専念する義務を認めることができます。この在籍専従

この改正案は、結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第八十七号)を批准することとするに際しまして、国家公務員の団結権に関する規定を改正いたしますとともに、これに関連して所要の規定の整備を行ない、あわせて、国家公務員の人事管理に関する責任体制を確立するため、中央人事行政機構の改編整備を行なおうとするものであります。

現行の国家公務員法のもとにおきましては、職員団体の役員は、すべて職員の中から選任すべきものとされ、職員でない者が職員団体の代表者となることが認められず、また、消防庁の職員は警察職員等と同様その団結が禁止されているのであります。これらの点は、職員の自由な団結及びその代表者の自由選出等条約の保障をしようとする団結権の原則に沿わないものと認められますので、この際、条約の趣旨に適合するように現行制度を改正するとともに、これに関連して職員団体に関する所要の規定を整備することといたしました。また、今後における当局と職員団体との間に正常な労働関係を維持確立するためには、職員団体について期待される自主性、責任性の確立と対応して、当局側についてもその人事管理に関する責任体制を整備する必要があるのにかんがみ、この際、従来から責任関係に明確を欠くきらいのあるました中央人事行政機構を改編整備することといたしました次第であります。

以下、改正案の主要な点についてその概要を簡単に御説明いたします。

まず、職員団体に関する事項で現在国家公務員法中服務事項として規定されているもの及び人事院規則で規定されているもの等をまとめてこの範囲に法定することといたしました。第一に、職員団体の定義を設け、その目的及び性格を明確に規定し、第二に、職員の団結権について規定いたしました。ここで従来と異なります点は、条約の趣旨にかんがみ、警察職員等団結を禁止される職員

のうちから消防庁の職員を除くこと、及び管理もしくは監督的地位にある職員または機密の事務を取り扱う職員とこれらの職員以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができないことをとります。第三に、職員団体の登録制度との関係において、その身分について係争中の離職者等の職員団体加入及び職員でない者の職員団体の役員就任が否定されることのないように改めることであります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○大橋委員長 次に、自治大臣吉武惠市君。
○吉武国務大臣 地方公務員法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び概要を御説明申し上げます。

この改正案は、今回、結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第八十七号)を批准することとするに際しまして、同条約の趣旨を実現するため、国家公務員の職員団体に関する規定の改正に準じて、地方公務員の職員団体に関する規定を改正するとともに、これに関連して所要の規定の整備を行なおうとするものであります。

第一に、職員団体とは、職員が、その勤務条件の維持改善をはかることを目的として組織する団体またはその連合体をいふものとし、その性格を明らかにいたしたこととあります。また、第八十七号条約の趣旨にかんがみ、職員団体がその目的を達成するために必要な要件である自主性を確保するため、管理もしくは監督的地位にある職員または機密の事務を取り扱う職員と、これらの職員以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができないものといたしたのであります。

第二は、職員団体の登録についてであります。職員団体が所定の要件に適合している場合には、一定の手続によって登録される現行法のたてまえ

の原則に照し、職員でない者の役員就任を認めている職員団体をそのゆえをもつて登録の要件に適合しないものと解してはならないことを明らかにいたします。

第三は、職員団体の交渉についてであります。地方公共団体の当局は、登録を受けた職員団体から適法な交渉の申し入れがあつた場合においては、その申し入れに応ずべき地位に立つものとし、交渉の対象とすることができない事項、職員団体が交渉することのできる当局を明確にいたしますとともに、交渉に当たる者、その員数、議題、時間、場所その他交渉が正常に行なわれるため必要な手続及び条件を規定し、交渉における秩序を確保し、よき労働慣行の確立に資することいたしたのであります。

第四は、在籍専従度制についてであります。職員は、その職務に専念すべき義務を負う公務員としての基本的な性格にかんがみ、職員団体の業務にもっぱら從事することのできないものといたしましたが、所轄庁の長が相当と認めて許可を与えた場合は、職員としての在職期間を通じて三年をこえない範囲で、登録された職員団体の役員としてその業務にもっぱら從事することといたしました。なお、この法律施行後二年間は、経過措置として従前の例により登録された職員団体の業務にもっぱら從事できることといたしております。

次に、人事行政機構の改正であります。新たに内閣総理大臣を中央人事行政機関の一つとして、内閣総理大臣とされた職員団体の業務にもっぱら從事できることがあります。

現在人事院の所掌とされている国家公務員の能率、厚生及び服務に関する事務の一部並びに大蔵大臣の所掌とされている退職手当及び特別職の国家公務員の給与に関する事務等を所掌するほか、各行政機関が行なう人事管理に関する方針、計画等に關し、その統一保持上必要な総合調整を行なうことといたしました。これに伴い、これらの事務について内閣総理大臣を補佐する総理府総務長官は國務大臣をもつて充てることに改め、総理府担当する部局として総理府に人事局を設置することといたしました。

以上のはか、地方公務員の職員団体に関する規定の改正に伴い、教育公務員特別法の一部を改正する等所要の規定の整備をはかることとしたしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願ひ申し上げます。

○大橋委員長 以上をもとまして、各案件の趣旨の説明は終わりました。

質疑は次会に譲ります。

次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時五十四分散会

昭和四十年四月八日印刷

昭和四十年四月九日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局